

(総 則)

- 第 1 条** 委託者及び受託者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々又は指定する日までに履行することとされている広告に関する業務（以下、「広告」という。）について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 受託者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、広告を行う上で当然に必要なものは、委託者の指示に従い、受託者の負担で行うものとする。
- 4 受託者は、あらかじめ指定された場合を除き、一括して広告物を納品しなければならない。ただし、委託者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- 5 受託者は、いったん委託者に納品した広告物を、委託者の承諾を得ないで持ち出すことはできない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

- 第 2 条** 受託者は、この契約の履行の際知り得た委託者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(見本の承諾)

- 第 3 条** 仕様書等の定めるところにより、見本を委託者に提出し承諾を求める必要がある場合、受託者は、当該見本について、委託者の承諾を得た後でなければ広告に着手

してはならない。

(原稿の交付等)

第 4 条 委託者は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約締結後直ちに受託者に交付するものとする。ただし、仕様書等において交付する時期を別に定めたときはこの限りではない。

2 受託者は、委託者から交付された原稿等について、滅失、毀損等の事故が生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により交付された原稿を滅失または毀損したときは、これにより生じた委託者の損害を賠償するものとする。ただし、滅失または毀損が委託者の故意または過失、その他委託者の責めに帰する理由により生じた場合、または天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りではない。

4 受託者は、委託者から交付された原稿等を、広告の完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

(契約期間または掲出期間)

第 5 条 受託者は表記の契約期間に別途仕様書等に定める期間、広告を掲出しなければならない。

2 受託者は、契約期間内に広告を掲出することができない理由が発生したときは、すみやかにその理由及び遅延日数等を詳記して委託者に届出て指示を受けなければならない。

3 受託者は、天災事変、その他やむをえない理由により掲出期間内に広告を実施することができないときは、委託者に契約期間延長の請求をすることができる。この場合において委託者は、その請求を適当と認めたときは、これを承諾することができる。

4 前項の請求は、契約期間内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(監督)

第 6 条 委託者は、必要があるときは、委託者の職員による立会い、指示その他の方法により、受託者の履行状況を監督することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第 8 条 受託者は、この契約について広告の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受託者が前項の規定に基づき委託業務を第三者へ再委託した場合は、受託者は、再委託した業務の適正処理について、委託者に対して責任を負うものとする。

（一般的損害等）

第 9 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

（業務責任者）

第 10 条 受託者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

第 11 条 委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（検査）

第 12 条 受託者は、広告を完了したときは、直ちに届出て委託者の定める検査を受けるものとする。

2 委託者は、前項の届出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を完了するものとする。ただし、前項の届出があった後に検査を行うことができない広告については、契約期間中随時に検査を実施するものとする。

3 受託者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 受託者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申立てることができない。

5 受託者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る広告を完了したものとする。

（再履行）

第 13 条 委託者は、受託者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して

再履行を命ずることができる。

2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、委託者に届出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第3項から第5項の規定は、前項の検査に準用する。

第14条 受託者が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責任を負わないものとする。

（減価採用）

第15条 委託者は、第12条または第13条の検査（以下「検査」という。）に合格しなかった広告物について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

（所有権の移転及び危険負担）

第16条 広告物の所有権は、検査に合格したときまたは前条第2項の協議が成立したときに受託者から委託者に移転するものとする。

2 所有権が移転する前に生じた広告物についての損害は、すべて受託者の負担とする。ただし、委託者の故意また過失により生じた損害については、この限りではない。

（契約不適合責任）

第17条 受託者は、第12条又は第13条に規定する契約完了後、広告物の品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、委託者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 受託者が、契約不適合の履行の追完に応じないときは、委託者は、受託者の負担でこれを修補することができるものとする。ただし、このために受託者が損害をこうむることがあっても委託者は、賠償の責任を負わないものとする。

3 前2項の場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前2項の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、

この限りでない。

（指定期日の延期等）

第 18 条 受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることがある。

（遅延違約金）

第 19 条 受託者の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、委託者が個々に分割して履行することを認めたときは、各部分について計算することがある。

3 第13条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、受託者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 第2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第 20 条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議のうえこの契約の内容を変更し、または広告を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第 21 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約代金の支払）

第 22 条 受託者は、第12条又は第13条の検査に合格したときは、委託者の定める手続きに従って契約代金の支払いを請求することができる。ただし、入札、見積り条件の際支払い方法について特に定めのある場合又は委託者が仕様書等により契約代金の請求日を別に定める場合は、それによるものとする。

2 受託者は、委託業務完了前にも、検査に合格した既済部分につき、内訳書等により委託者の認定した契約代金の支払いを委託者に請求することができる。

3 委託者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に原則として振込みにより支払うものとする。

4 委託者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を受託者に対し支払うものとする。

（委託者の催告による解除権）

第 23 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第13条第1項の再履行がなされないとき。

(4) 受託者またはその代理人若しくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が、この契約条項に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第 23条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第25条の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者と判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対しこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 23 条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

（協議解除）

第 24 条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第 25 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により、委託者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第20条の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第 26 条 契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分

に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 受託者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第23条及び第23条の2の規定により契約が解除されたとき又は第23条の3第1項若しくは同条第2項に掲げる者により契約が解除されたときは委託者が定め、第24条又は前条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

- 第 27 条** 受託者は、第23条の2第1項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第23条の2第1項第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

- 第 28 条** 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを

追徴する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第29条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（疑義の決定等）

第 30 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第 31 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

2021.5月改正